■健全化判断比率・資金不足比率

「健全化判断比率・資金不足比率」は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、地方公共団体の財政状況を客観的に表す４つの指標です。いずれも国が示す基準を下回っており、健全と言えます。

【健全化判断比率】　実質赤字比率※1、連結実質赤字比率※2は黒字であるため「ー」で表示しています。

	令和７年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	ー	13.54%	20.00%
連携実質赤字比率	ー	18.54%	30.00%
実質公債費比率	5.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	38.9%	350.0%	

（※１）**実質赤字比率**：一般会計などの赤字の程度を財政規模に対する割合で表したもの

（※２）**連結実質赤字比率**：全ての会計の赤字の程度を財政規模に対する割合で表したもの

【資金不足比率】　黒字であるため「ー」で表示しています。

	令和７年度	経営健全化基準
上水道事業特別会計	ー	20.0%
簡易水道事業特別会計	ー	20.0%
下水道事業特別会計	ー	20.0%
農業集落排水事業特別会計	ー	20.0%

（※3）下水道事業特別会計および農業集落排水事業特別会計は制度上、一般会計からの繰入金を含めて算定しています。

【将来負担比率】

借金など現在抱えている負債の大きさを
財政規模に対する割合で表したもの　（単位：%）

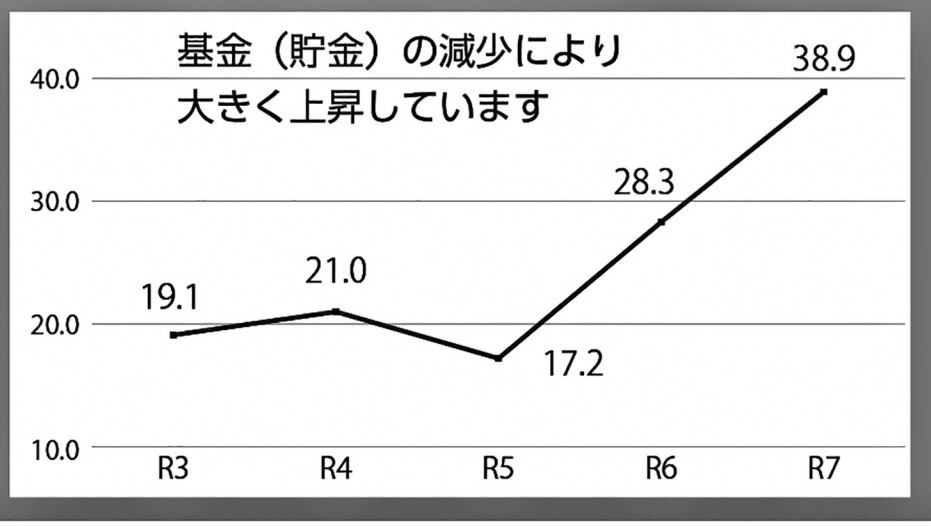

【実質公債費比率】

借金の返済額などの大きさを
財政規模に対する割合で表したもの　（単位：%）

